

令和7年4月1日

入院時食事療養費・入院時生活療養費について

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を、適時（夕食については原則18時以降）、適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額（1食につき）は以下の通りです。

区 分	1食あたりの負担額
一般の方	510円
難病患者、小児慢性特定疾病患者の方 （住民税非課税世帯を除く）	300円
住民税非課税世帯の方	240円
住民税非課税世帯の方で過去1年間の 入院日数が90日を超えている場合	190円
住民税非課税世帯に属しかつ一定基準 に満たない70才以上の高齢受給者	110円